

第九十一回国会
衆議院

災害対策特別委員会災害対策の基本問題に関する小委員会議録

第二号

昭和五十五年五月十三日(火曜日)

午後零時三分開議

出席小委員

小委員長 三ツ林太郎君

齊藤滋与史君

原田昇左右君

山崎武三郎君

藤田 高敏君

田中 昭二君

神田 厚君

出席政府委員

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

国土庁長官官房
審議官

柴田 啓次君

城野 好樹君

堀之内久男君

伊賀 定盛君

米田 東吾君

林 百郎君

高鳥 修君

堀之内久男君

伊賀 定盛君

米田 東吾君

林 百郎君

高鳥 修君

堀之内久男君

伊賀 定盛君

米田 東吾君

林 百郎君

高鳥 修君

堀之内久男君

伊賀 定盛君

米田 東吾君

林 百郎君

高鳥 修君

進めます。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案起草の件について議事を進めます。

地震防災対策強化地域における地震対策につきましても、かねてより小委員各位と御協議を重ねてまいりましたが、このたび草案を作成し、お手元に配付してございます。

この草案の趣旨、内容につきましては、すでに十分御承知のことと存じますので、その説明は省略させていただきます。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

対策事業を具体的に促進させるために、財政上の特別措置を速やかに実現するよう、機会あることに求めてきたのでありますが、今回、いまだ十分とは言えませんが、財政措置の内容とする法案がまとまるに至ったことは、一歩前進だと評価しておるわけでございます。

しかし、これに満足することなく、地震に強い国土、都市づくりの事業を国家的事業として計画的に推進していくための、より根本的、総合的な立法を目指す必要があると考えます。

そのためには、第一に、ばらばらの行政ではなく、統一的に震災対策を進める震災予防庁の設置と、震災予防総合計画の策定が必要だと思っております。第二は、大企業の負担金制度や総合補助金制度も導入した財政措置を講ずることが必要だと思っております。第三に土地対策、これらを盛り込んだ「震災予防法」の制定が必要であると考えます。

今後、当小委員会においてさらにこのような立法を目指し、議論を進めていただくことを提案する次第でございます。

また、本法案の財政措置が適用されるのは、政府が指定した東海地震地域だけであります。この地域以外に、地震予知連が大地震の可能性があると指定している地域の自治体でも、地震対策事業を独自に進めておりますが、これらに対しても将来財政特別措置を講ずる道を開くべきであると考えておる次第でございます。

また、整備計画と対象事業についてですが、被害想定を繰り返して行うことが重要だと思っております。これに基づいて計画の見直しを行いまして、必要な事業の追加をしていくことが必要だと思っております。

以上、意見を述べまして、本法案に賛成の態度を表明する次第であります。

○三ツ林小委員長 お諮りいたします。

昭和五十五年五月十三日

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

お手元に配付の地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案の草案を小委員会の案とすることにより御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○三ツ林小委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、本件についての委員会に対する報告等につきましては、小委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○三ツ林小委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

等の整備に関する計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という)を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、地震対策緊急整備事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4 前三項の規定は、地震対策緊急整備事業計画を変更する場合について準用する。

第三條 地震対策緊急整備事業計画は、次に掲げる施設等(第一号から第四号まで及び第七号から第十一号までに掲げる施設等にあつては、主務大臣の定める基準に適合するものに限る。)の整備に関する事項について定めるものとする。

一 避難地

二 避難路

三 消防用施設

四 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第三号の係留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。)又は漁港施設(漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第三条第一号イの外郭施設及び同号ロの係留施設に限る。)

五 大規模地震対策特別措置法第二条第十四号に規定する地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設

六 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地

七 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関のうち、地震防災上改築を要するもの

八 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

九 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

十 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法(昭和三十一年法律第一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設又は河川法(昭和三十一年法律第六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設

十一 砂防法(明治三十九年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項第一号に規定する農業用排水施設であるため池で、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

地震対策緊急整備事業計画は、五箇年で達成されるような内容のものでなければならない。

(地震対策緊急整備事業に係る国の負担又は補助の特例等)

第四條 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業(以下「地震対策緊急整備事業」という)のうち、別表第一に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。この場合において、これらの事業のうち、別表第二に掲げるもの(都道府県が実施するものを除く)に要する経費に係る都道府県の負担又は補助の割合(以下「都道府県の負担割合」という)は、同表に掲げる割合とする。

2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、同項の規定による国の負担割合を超えるときは、当該事業に係る

経費に対する国の負担割合又は都道府県の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

(地震対策緊急整備事業に係る地方債)

第五條 地震対策緊急整備事業で前条の規定の適用を受けるものにつき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができ、

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第六條 地震対策緊急整備事業で第四条の規定の適用を受けるものにつき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

附則
(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、昭和六十年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、地震対策緊急整備事業に係る国の負担割合又は都道府県の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

業に係る国の負担金又は補助金のうち昭和六十年年度以降に繰り越されるものについては、第四条(別表第一及び別表第二を含む。以下次条において同じ。)の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(適用)
第二条 第四条の規定は、昭和五十五年度分の事業として実施される地震対策緊急整備事業に係る国及び都道府県の負担金又は補助金から適用し、昭和五十四年度分の事業で翌年度に繰り越したものに係る国の負担金又は補助金については、なお従前の例による。

第三条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第十四条を附則第十五条とし、附則第十三条を附則第十四条とし、附則第十二条の次の一条を加える。

第十三条 当分の間、地方団体に對して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

経費の種類		測定単位	単位費用
地震対策緊急整備事業債償還金	地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	五〇〇〇〇円
	地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	五〇〇〇〇円
測定単位	の算定基礎	表示単位	千円

地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第九号)第六条の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金

第四條 前条の規定による改正後の地方交付税法附則第十三条の規定は、昭和五十五年度分の地方交付税から適用する。

(災害対策基本法の一部改正)

第五條 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置

に關する法律(昭和五十五年法律第...)
号)第二條第一項に規定する地震対策緊急整備事業計画

(国土庁設置法の一部改正)
第六條 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十二号中「メ」とし、「ユをメとし、キをユとし、サの次に次のように加える。

キ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律(昭和五十五年法律第...号)

第五條第二項中「サ」を「キ」に、「メ」を「ミ」に改め、同條第七項中「キ及びユ」を「ユ及びメ」に改める。

別表第一(第四條關係)

事業の区分	国の負担割合
消防施設強化促進法(昭和二十八法律第八十七号)第三條に規定する消防施設及び政令で定めるその他の消防用施設の整備	二分の一
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七條に規定する乳児院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く)、虚弱児施設、肢体不自由児施設(通所施設を除く)、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法(昭和二十四法律第二百八十三号)第五條第一項に規定する肢体不自由者更生施設で、重度の肢体不自由者を収容するもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十八條第一項に規定する救護施設(昭和二十五年法律第三十七号)第十八條第一項に規定する救護施設、精神薄弱者更生施設(通所施設を除く)又は老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第十四條第一項に規定する養護老人ホーム(主務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下別表第二において同じ)若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築	三分の二
公立の小学校又は中学校の校舎で、構造上危険な状態にあるものの改築	二分の一
公立の小学校又は中学校の木造以外の校舎の補強で、主務大臣の定める基準に適合するもの	二分の一(政令で定める基準に該当する地方公共団体の設置するものにあっては、三分の二)

別表第二(第四條關係)

事業の区分	都道府県の負担割合
児童福祉法第七條に規定する乳児院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設	六分の一

(通所施設を除く)、虚弱児施設、肢体不自由児施設(通所施設を除く)、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法第五條第一項に規定する肢体不自由者更生施設で、重度の肢体不自由者を収容するもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法第三十八條第一項に規定する救護施設、精神薄弱者福祉法第十八條第一項に規定する精神薄弱者更生施設(通所施設を除く)又は老人福祉法第十四條第一項に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築

理由

地震防災対策強化地域における地震防災対策の推進を図るため、地方公共団体その他の者が実施する地震対策緊急整備事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和五十五年度約三百億円の見込みである。

昭和五十五年五月十七日印刷

昭和五十五年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局